

2022年台風第15号による被害を受けられた皆さまへ

住まいぷらす少額短期保険株式会社

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
弊社は、以下の窓口において、お客さまからの被害ご連絡、ご相談、お問合せを承ります。

【事故受付センター】

0120-444-248 24時間365日受付

●災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ

弊社では災害救助法が適用された地域にお住まいで被害を受けられたお客さまを対象に、「保険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたしますので、ご希望のお客さまは以下の窓口にて承ります。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
9月23日	【静岡県】 静岡市（しずおかし）浜松市（はままつし） 沼津市（ぬまつし）三島市（みしまし） 富士宮市（ふじのみやし）島田市（しまだし） 富士市（ふじし）磐田市（いわたし） 焼津市（やいづし）掛川市（かけがわし） 藤枝市（ふじえだし）御殿場市（ごてんばし） 袋井市（ふくろいし）裾野市（すそのし） 湖西市（こさいし）御前崎市（おまえざきし） 菊川市（きくがわし）牧之原市（まきのはらし） 駿東郡清水町（すんとうぐんしみずちょう） 駿東郡長泉町（すんとうぐんながいずみちょう） 榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう） 榛原郡川根本町（はいばらぐんかわねほんちょう） 周智郡森町（しゅうちぐんもりまち）	*災害救助法 施行令第1条 第1項第4号 適用